

ドン・キホーテパウ高松店 (No.1120)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月4日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 日本アセットマーケティング株式会社 住所 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号																						
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 ドン・キホーテパウ高松店 所在地 高松市上天神町字中の坪536番地 外15筆																						
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の名称 【変更前】 パウ高松上天神 【変更後】 ドン・キホーテパウ高松店																						
	(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本アセットマーケティング株式会社</td> <td>東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号</td> <td>越塚 孝之</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	越塚 孝之															
	名称	住所	代表者氏名	備考																			
	日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	越塚 孝之																				
	【変更後】																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本アセットマーケティング株式会社</td> <td>東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号</td> <td>①和知 学 ②白濱満明</td> <td>①R2.3.31 代表者変更 ②R2.6.26 代表者変更</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	①和知 学 ②白濱満明	①R2.3.31 代表者変更 ②R2.6.26 代表者変更														
	名称	住所	代表者氏名	備考																			
	日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	①和知 学 ②白濱満明	①R2.3.31 代表者変更 ②R2.6.26 代表者変更																			
	(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ドン・キホーテ</td> <td>東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号</td> <td>安田 隆夫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ロッキー</td> <td>高松市勅使町547-1</td> <td>長尾 忠俊</td> <td>H21.12.31 退店</td> </tr> <tr> <td>有限会社29ツエンティーン</td> <td>高知県高知市相模町10番14号</td> <td>西山 学</td> <td>H21.12.31 退店</td> </tr> <tr> <td>株式会社ぱーぶどしゃっど</td> <td>東京都渋谷区神宮前5-47-8-101</td> <td>江口 辰之</td> <td>H19.10.31 退店</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社ドン・キホーテ	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	安田 隆夫		株式会社ロッキー	高松市勅使町547-1	長尾 忠俊	H21.12.31 退店	有限会社29ツエンティーン	高知県高知市相模町10番14号	西山 学	H21.12.31 退店	株式会社ぱーぶどしゃっど	東京都渋谷区神宮前5-47-8-101	江口 辰之	H19.10.31 退店			
名称	住所	代表者氏名	備考																				
株式会社ドン・キホーテ	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号	安田 隆夫																					
株式会社ロッキー	高松市勅使町547-1	長尾 忠俊	H21.12.31 退店																				
有限会社29ツエンティーン	高知県高知市相模町10番14号	西山 学	H21.12.31 退店																				
株式会社ぱーぶどしゃっど	東京都渋谷区神宮前5-47-8-101	江口 辰之	H19.10.31 退店																				
【変更後】																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ドン・キホーテ</td> <td>東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 ②東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 ③東京都目黒区青葉台二丁目19番10号</td> <td>①成沢潤治  ④安田隆夫</td> <td>①H17.9.1 代表者変更 ②H18.9.28 住所変更 ③H21.8.31 住所変更 ④H25.4.8 代表者変更 ⑤H25.12.2 名称変更</td> </tr> <tr> <td>⑤株式会社ドンキホーテホールディングス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社ドン・キホーテ	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 ②東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 ③東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	①成沢潤治  ④安田隆夫	①H17.9.1 代表者変更 ②H18.9.28 住所変更 ③H21.8.31 住所変更 ④H25.4.8 代表者変更 ⑤H25.12.2 名称変更	⑤株式会社ドンキホーテホールディングス														
名称	住所	代表者氏名	備考																				
株式会社ドン・キホーテ	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 ②東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 ③東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	①成沢潤治  ④安田隆夫	①H17.9.1 代表者変更 ②H18.9.28 住所変更 ③H21.8.31 住所変更 ④H25.4.8 代表者変更 ⑤H25.12.2 名称変更																				
⑤株式会社ドンキホーテホールディングス																							

ドン・キホーテパウ高松店 (No.1120)

	⑦株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス		⑥大原孝治	⑥H26.7.1 代表者変更 ⑦H31.2.1 名称変更
	香川 友尚	仲多度郡まんのう町四條 965-15	⑧吉田直樹	⑧R元.9.25 代表者変更
			香川 友尚	R3.4.26 入店
変更の年月日	(1) 平成16年12月2日 (2) 上記備考欄のとおり (3) 上記備考欄のとおり			
変更する理由	(1) 正式名称が決定したため (2) 上記備考欄のとおり (3) 上記備考欄のとおり			

2 届出年月日 令和3年10月21日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和3年11月4日から令和4年3月4日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和4年3月4日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ